

熊ト協発第346号
令和5年3月1日

会 員 各 位

公益社団法人 熊本県トラック協会
会長 住 永 豊 武
(公印省略)

立候補による理事候補者募集の周知について (お願い)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営につきましてご支援、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では令和5年度の総会において役員改選が予定されておりますことから、「理事及び監事候補者の推薦等に関する規程」に基づき手続きを進めることとしております。

この中で、熊本県下の全会員を対象に候補者を募る「立候補枠理事候補者」を別紙「立候補による理事候補者の公募について」(以下「公募要領」という。)のとおり募集することといたしました。

つきましては、立候補を希望される会員事業者の皆様におかれましては、公募要領を参照のうえ、当協会事務局まで届出いただきますようお願いいたします。

また、立候補の募集については、当協会ホームページにも掲載しておりますので念のため申し添えます。

本件に関するお尋ね
(公社) 熊本県トラック協会
松野、上野
電話 096-369-3968

立候補による理事候補者の公募について

1 目的

当協会では、理事会や各委員会を中心とした協会運営の活性化を図るとともに、会員の皆様の参画機会を拡充することなどの観点から、令和5年度の役員改選より立候補による理事候補者を公募することとなりました。

当協会の理事（本部理事）として活動を希望される会員の皆様におかれましては、次の「2」以下の要件等をご確認のうえ、立候補についてご検討いただきますようご案内申し上げます。

2 公募する立候補者理事候補の数

立候補者は **2名**（当協会の理事総数（会員外理事を除く。）25名中の2名）

3 理事に選任された場合の任期

令和5年度通常総会で選任後から令和7年度通常総会終了の時まで

4 立候補を希望する者の要件

別紙「立候補者及び推薦人の要件」のとおり。

5 立候補の手続き

下記「7」の受付期間（提出期限）内に、当協会会長宛に必要書類を添えて届出てください。

6 届出書類

ア 立候補届出書（別記様式1）

イ 立候補者推薦書（別記様式2）

ウ 自認書（別記様式3）

エ 公益認定基準に関する申出書兼欠格事由に関する申出書（別記様式4）

※ 上記の書類は、担当者が説明のうえお渡ししますので、立候補希望者ご本人が協会事務局にお越しいただきますようお願いいたします。

立候補者及び推薦人の要件

1 立候補者の要件

本協会の理事に立候補する者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 正会員（指定代表者）であること。
- (2) 役員選任年の3月31日現在の満年齢が、75歳未満であること。
- (3) 本協会の「入会金及び会費」の未納がないこと。
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第6条第1号に定める刑に処せられていない、又は刑に処せられてから一定年数を経過していること。
- (5) その他法人法、公益認定法等の関係法令並びに当協会の定款及び関係規程等に反していないこと。
- (6) 支部枠の理事候補、青年部会枠の理事候補又は本部の監事候補と重複していないこと。
- (7) 推薦人（立候補枠理事候補者を推薦する者をいう。以下同じ。）が10名以上いること。
- (8) 推薦人10名以上の内に、立候補届出時に在任する当協会の理事（審査員となる正副会長及び員外理事を除く。）が3名以上いること。
- (9) 推薦人が本部監事、当該立候補枠理事候補者自身、又は役員候補者資格等審査会の審査員でないこと。

2 推薦人の要件

前記1の理事に立候補する者を推薦する者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 前記1「立候補者の要件」の(1)、(3)、(4)及び(5)の要件を満たしていること。
- (2) 役員候補者資格等審査会の審査員でないこと。
- (3) 推薦人が推薦できる立候補者の数は1名とすること。（2名以上の推薦を行った推薦人は全ての立候補者の推薦人から除外されます。）

7 受付期間（提出期限）

令和5年4月3日（月）から4月24日（月）までの午前9時00分から午後5時00分の間とします。ただし、土・日曜日、祝祭日を除きます。

8 受付場所、方法

上記「6」の届出書類を当協会事務局の窓口までご持参又は郵送してください。

なお、郵送による場合は、令和5年4月24日（月）の消印のあるものまでを有効とします。

9 立候補者理事候補者の決定

（1）立候補の届出（第1段階）

立候補の届出があった場合は、役員候補者資格等審査会（以下「審査会」という。）において、提出書類の確認、立候補者理事候補者としての要件審査等を行った後、審査会の決議を経て理事候補者として会長に報告されます。

（2）立候補者理事候補者による意見発表（第2段階）

上記（1）の審査会の決議を経た立候補者理事候補者が3名以上いる場合は、立候補者による意見発表を実施し、その結果の上位2名の者が理事候補者として会長に報告されます。

なお、実施する場合の日程等については別途通知となります。

10 その他

立候補者理事候補者については、総会に諮る理事、監事候補者として理事会の承認があった後に、選考結果を会員に公表します。